

十一
初期利子

十九八七 六五四三 二 一

財務省告示第四百三号
省令第三十号（第七条第三項）の規定に基づき、平成十四年十月二十一日に発行した利付国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）に規定する。この告示は、平成十四年十月二十一日以後の利付国債の発行等に関するものである。

払 経 利 発 発 種 額 払 発 発 の 法 発 号 名
込 過 行 類 面 込 行 条 律 行 称
み 利 行 金 行 項 及 の 及
子 價 額 金 方 び 根 ひ
の 率 格 日 の 額 額 法 そ 捏 記

回利付国庫債券（一）年）（第二百一十一年）
財政融資資金特別会計法（昭和二〇年）
郵便貯金資金による引受け
額年額平円四五額郵便面貯金額第一項
年成面一千五百額で四千五百億円
円十一円五百額資金に由る
政○面金四十億百額資金に由る
政事・金額四億百額資金に由る
次業一額四年円十四億四千五百億円
第次業一額四年円十四億四千五百億円
第十の庁パ百年円及万円五百億円
第六算長一円十及万円五百億円
算長一円十及万円五百億円
式官セニ月び円五百億円
号式官セニ月び円五百億円
にはンつ二十億百萬円
とする規よトき十億百萬円
する定り払百円日六種千萬円
する算込円日六種千萬円
期出し金額日十錢種千萬円
日たに

平成十五年四月二十日を支払期とし、次の算式により算出しが銀行休業日に当たるとときは、支払期に規定する期日について同じ。)。
額面金額又は登録金額× $\frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$ 次の翌営業日に支払う。(以下規定期に同じ。)。

十 十十十 十
六 五四三 二

払 払元償償 後第
込 場利還還 の二
期 所金金期 利期
日 支額限 子以

平取国日額平利てを毎
成扱債本面成子、支年
十店代銀金十をそ払四
四並理行額六支の期月
年び店の百年払日と二
十に及本円十う以し十
月取び店に月。前、日
二扱国、つ二六各及
十郵債支き十月支び
一便元店百日間払十
日局利、円に期月
金代
支理
払店
、属に二
すお十
るい日